平成２９年（フ）第３５０号
新潟市北区長戸呂504番地、前住所石川県金沢市畝田西１丁目119番地　セーラム・201号
債務者　渡辺　裕典
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５８号
新潟市南区茨曽根7025番地
債務者　玉木　隆基
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６０号
新潟市西区西小針台１丁目２番28号　レオパレス21小針第４　103、前住所新潟市西区上新栄町５丁目７番71号　ソアーヴェ上新栄町Ａ
債務者　甲　　祐一
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６１号
新潟市西区浦山２丁目４番28号　ヴュースカイ徳海Ｂ101号、前住所神奈川県相模原市南区相南２丁目11番24号　スカイハイツ108
債務者　渡辺　孝明
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６９号
新潟県燕市粟生津940番地の１
債務者　伊藤　清匡
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
富山県射水市大島北野33番地　特別養護老人ホームすずらん、住民票上の住所富山県高岡市鷲北新90番地11
債務者　窪田伊三松
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１８号
富山県高岡市伏木古府１－９－65　スカイホーム２Ｆ号棟、住民票上の住所富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
債務者　殿村　　涼
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１９号
富山県高岡市伏木古府１－９－65　スカイホーム２Ｆ号棟、住民票上の住所富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
債務者　殿村　正則
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７１号
石川県加賀市山中温泉上原町ル８番地甲
債務者　土黒　雅美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２７２号
山梨県甲府市新田町18番１号
債務者　志村　克彦
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
山梨県笛吹市石和町山崎123番地　グラン・シャリオ標503号
債務者　清水　隆英
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
長野県上田市古里1580番地11　ヒルトップ山極102号
債務者　柳原　義明
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７１号
長野県埴科郡坂城町大字南条6019番地の２
債務者　山極　和子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７９号
長野県千曲市大字森1111番地
債務者　嶋田　堅司
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８９号
長野県小県郡青木村大字奈良本420番地
債務者　林　　尚孝
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５３号
岐阜県可児市土田88番地１　Ｓ－コートサンシャインＡ－201、前住所岐阜県羽島郡笠松町円城寺794番地の１　（メゾン・ド・ソレイユＢ　102号室）
債務者　松原　佳美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部